被災者支援メニュー(概要版)

【り災証明書判定】 ○…該当 △…場合によって該当

交付手数料…無料り災証明書の交付

間 税務 課 固 定 資 産 税 係

2286 - 3377

民間賃貸住宅借り上げ事業

(みなし応急仮設住宅)

【全壊○ 大規模半壊○ 半壊△】 ・ 本市を除く)に住所を有する人 ・ 本市を除く)に住所を有する人 ・ 本市を除く)に住所を有する人 ・ 本市を除く)に住所を有する人

模半壊となり居住する住宅がない人②熊本地震で住家が全壊または大規

(3) 半壊でも、住み続けることが危険な程度の傷みや、生活環境保全上の支程度の傷みや、生活環境保全上の支壊さざるを得ない家屋の解体・撤壊さざるを得ない家屋の解体・撤場合は、物件所有者の署名・押印が場合は、物件所有者の署名・押印が場合は、物件所有者の署名・押印が

④自らの資力では住宅を確保するこ

住宅応急修理制度を利用しない人⑤災害救助法に基づく応急仮設住宅・

借り上げ条件

①みなし応急仮設住宅としての使用に

②管理会社などにより賃貸可能と確

く)の場合は9万円)以下のもの(対象世帯が5人以上(乳幼児を除3家賃が1か月当たり原則6万円

人居者が負担するもの

、裏こ対する参善費用こつって、恳忘②入居者の故意または過失による損費、自治会費など

へ居期間…最長2 耳修繕負担金を上回る場合の不足額壊に対する修繕費用について、退去少人居者の故意または過失による損

入居期間…最長2年

☎289-1480
問都市計画課住まい支援係

被災住宅の応急修理

【全壊△ 大規模半壊○ 半壊△】 「応急修理を行う住家(住家が修理できない場合は、住家と同じ敷地内にきない場合は、住家と同じ敷地内にある一体的に利用されてきた納屋・倉庫等も可)に居住すること 「きを受けたこと(り災証明書が必要)。ただし、全壊の場合でも応急を要が半壊または大規模半壊の被害を受けたこと(り災証明書が必要)。ただし、全壊の場合でも応急で理を実施することにより居住がで理を実施することにより居住がでする場合は、申請可能

※前記の条件を満たす人は、すでに

内 容

▼住宅の場合

①住宅の応急修理は日常生活に必要 の住宅の応急修理は日常生活に必要 ない 高くことのできない部分であって、 に 大イレなどの衛生設備)について実施 トイレなどの衛生設備)について実施 トイレなどの衛生設備)について実施 かが対象

◆被害を受けた住家が修理できず、 は対象となりません。

住家と同じ敷地内にある一体的に

利用されてきた納屋・倉庫等に係る 修理などを行い住家とする場合 ・住家の応急修理の同等範囲(屋根・外壁など)、トイレ・台所・風呂などの設備などの設置、上下水道等の配管、配線などの設置、上下水道等の

間都市計画課住まい支援係

限度額…1世帯当たり5万6千円

③応急修理によって避難所などへの避

【全壊○ 大規模半壊被災者生活再建支援制度

難を要しなくなると見込まれること

【全壊○ 大規模半壊○ 半壊△】

対象

②居住する住宅が大規模半壊の被害を世帯

③居住する住宅が「半壊」または「大規 ③居住する住宅が「半壊」または「大規 は住宅の敷地に被害が生じるなど して、そのままにしておくと非常に して、そのままにしておくと非常に して、そのますにしておくと非常に して、そのますにしておくと非常に して、そのますにしておくと非常に

等の支援が受けられます。 ※「解体世帯」として「全壊世帯」と同

支援金の額

給されます。

②加算支援金…住宅の再建方法に応

申請期限

①基礎支援金:災害のあった日から

②加算支援金:災害のあった日から

☎289-1400 問福祉課生活再建支援係